

全国規模の規制改革要望への政府の対応方針について

平成 20 年 11 月
内閣府規制改革推進室

○平成 20 年 6 月 2 日から 6 月 30 日の間、「特区、地域再生、規制改革集中受付」(※)を実施し、地方公共団体及び民間企業等から、全国規模の規制改革要望として、445 項目(重複を除く)の要望提出を受付。

(※) 毎年、春と秋に実施

○平成 20 年 11 月 13 日(木)、規制改革推進本部(持ち回り)により、全国規模の規制改革要望に対する政府の対応方針を決定。

(参考)

- ・ 規制改革推進本部の設置について(平成 19 年 1 月 23 日閣議決定)
 - 1 経済社会の構造改革を進める観点から規制改革の一層の推進を図る等のため、内閣に規制改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。
 - 2 本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(規制改革)、地方再生担当大臣、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

- ・ 規制改革推進のための基本方針(平成 19 年 2 月 23 日規制改革推進本部決定)

(3) 民間事業者等からの提案募集に基づく規制改革

規制改革を推進するため、政府は民間団体や民間事業者、地方公共団体等から提案の募集を行い、これら要望への対応を図りつつ、必要な規制改革を行う。

具体的には、年 2 回実施する規制改革に係る提案の集中受付月間活動の活動成果を「提案に対する政府の対応方針」として取りまとめ、本推進本部において決定する。

なお、提案への対応に際しては、必要に応じて会議の協力も得ることとする。

○決定事項（全国規模で実施する規制改革事項（6項目））

・ 国有地を取得する際の取得代金の納付方法の見直し

国有地売却の代金等については、過誤納防止等に留意しつつ、契約保証金も入札保証金等と同様、振込による納付ができるようにする。これにより、売買代金等のすべてについて、振込による納付が実現する。

・ エレベーターに対する定期点検時の検査免除

クレーン等安全規則第154条に規定する定期自主検査においては、同時期に実施された建築基準法第12条に基づく定期検査を実施したことをもって、当該定期自主検査を実施したものとみなして差し支えない旨、都道府県労働局に対し通知する。

・ 在留資格認定証明書交付申請手続きの代理人範囲の拡大

グループ内の会社の人事関連業務を行う会社が、人事・採用の業務のみならず、外国人の活動内容も管理しているときに、当該機関の職員を在留資格認定証明書交付申請手続きの代理人に含める場合の範囲や要件について検討を行い、所要の措置を講じる。

・ 日本籍船運航に関わる海技資格等の承認制度の簡素化

外国人船員が日本籍船の船舶職員として乗り込む際に必要となる日本の承認船員の資格を円滑に取得できるよう、承認試験制度の運用の効率化・合理化等に向けて所要の措置を講ずる。

・ 排除型私的独占についての法運用の明確化

排除型私的独占について、現在継続審議となっている独占禁止法等改正法案が国会にて可決成立した際には、どのような行為が違反となるかについて、法運用の透明性・予測可能性が確保されるよう、ガイドラインを作成・公表する。

・ 医療機器の承認手続きの一層の円滑化

「経済財政改革の基本方針2008」に基づき、関係府省及び産官学等が連携して、審査体制の拡充をはじめとする、審査迅速化アクションプログラム（審査基準等の明確化を含む）を2008年秋に策定する。